

平成30年度事業報告書

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日

公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 概要

平成30年度の当協会の受託高は、毎月堅調に推移し、昨年度並みの受託高をあげることができた。ここ数年来、受託高が低迷していたが、昨年度より上昇に転じ、その状況を今年度も引き続き維持できたことは、ひとえに各社員による市町村等官公署への継続的な広報開発活動により官公署とのパイプを築き、信頼を獲得してきた成果であり、官公署にとって私たち公嘱協会の必要性はまだ十分に存在することの現れであると前向きに考えている。

又、昨年11月に全国で入札が行われた長期相続登記等未了土地解消作業においては、この作業を行うことが「公共事業の円滑な実施に寄与する」という公益法人としての当協会の使命との思いもあり、熟慮のうえ応札し受注した。はじめて実施されたこともあり、発注者側の見切り発車でのスタートであったことは否めず、短期間で大量の相続人調査案件を処理する方法に試行錯誤をしながらも、各社員の協力により成果を上げることができた。この作業をとおして、新たに若い社員の入会につながり、当協会の活動を知ってもらうよい機会になったと考えている。この作業は、今後数年にわたって発注がなされることが予想されているが、当協会が応札していくためには、発注金額を含めその契約内容の改善が必要であると考えている。その他、国の登記業務への入札案件には適正な価格で参加した。又、消費税率及び元号の変更に対応するため新しい会計ソフトの導入に向けて取り組みを進めた。昨年度より議論を進めてきた土地家屋調査士協会との登記委託料の請求方法の変更については、調整のついた市町村より順次のその運用の変更を進めた。

年度の後半は、長期相続登記等未了土地解消作業の対応に追われたが、新しい若い世代の社員の入会や、新規での受託獲得、受託高の好調の維持など、平成最後の年として明るい材料も多くあった一年となった。

2. 総務

(社員の異動)

社員の異動については、別紙「社員異動報告書」のとおり。

(各種団体との協調)

当協会の活動を円滑に実施していくためにも、隣接する団体との協調が重要であり、法務局、県、市町村役場等の官公署、全司協、中部ブロック連絡協議会、土地家屋調査士協会、司法書士会、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の各団体との協調を深めた。

(未登記問題等への対応)

空き家問題や相続登記未了による所有者不明土地問題の対応についての活動は、本会主導で行っており、当協会もその活動に協力した。

公用地の未登記問題については、各種の政策懇談会に参加する中で、この問題の解決の重要性を説明し、問題解消についての要望を行った。

(中部ブロック連絡協議会等)

石川県、富山県、福井県の中部ブロックの公嘱司法書士協会と、6月と12月の計2回の会合を開催し、各協会の現状や入札への対応等各協会が抱える諸問題について議論をし、特に各県協会が落札した長期相続登記等未了土地解消作業についてその実施の方法等について情報交換を行った。その他メーリングリストの活用により、素早い情報交換を適時行った。

(地区管理責任者会議)

当協会の運営を円滑に行なうには各地区の社員の協力が不可欠であり、各地区での地区管理責任者の役割が重要であると考えている。平成30年度は9月と12月の計2回の地区管理責任者会議を開催し、協会の運営状況や入札案件への対応、長期相続登記等未了土地解消作業の実施の方法等について報告するとともに、各地区の現状や取組みについて意見交換し、情報の共有をはかった。

3. 広 報

本会会報を通じ、社員に公嘱協会事情等を掲載した。

昨年度より東京協会が中心で行っていた「相続早わかり読本」改訂版の編集作業が終了し、改訂版を各社員に配布した。

ホームページを随時更新し、情報提供を行った。

例年通りカレンダーの配布を行った。

4. 業務の処理状況

業務の処理状況については、別紙「登記業務受託報告書」のとおり。

(業務の処理の方法)

理事及び地区管理責任者を中心として、愛知県下全市町村に対し窓口を設け、過少な業務でも、どのような難解な案件でもすべて相談に応じ、適切に業務を処理した。

(研究及び講習会)

国、愛知県、市町村等官公署の登記担当者向けに講習会を開催した。また、地区によっては、土地家屋調査士協会と合同での講習会も開催した。

5. 経理

予算の適正な執行に努めた。

以 上